

役員の報酬に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人倉敷環境検査センター（以下「本法人」という。）定款第25条に基づく役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（役員の定義）

第2条 本法人が報酬を支給できる役員は定款第19条第1項に定める理事及び監事とする。

（報酬の支給）

第3条 本法人は、次の基準に従い報酬を支給する。

- | | | |
|---------|----|----------|
| （1）会長 | 月額 | 200,000円 |
| （2）専務理事 | 月額 | 100,000円 |
| （3）理事 | 月額 | 40,000円 |
| （4）監事 | 月額 | 40,000円 |

（報酬の支給方法）

第4条 報酬は、振込により支給する。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、毎月28日に支給する。ただし、その支給日が本法人の休日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。